

令和6年度 第2回

「松安筑成年後見ネットワーク協議会議事録」

松安筑成年後見ネットワーク協議会事務局

令和6年度第2回松安筑成年後見ネットワーク協議会
(成年後見制度地域連携ネットワーク協議会)
次 第

日 時 令和7年1月16日(木)午後1時30分～15時00分

場 所 安曇野市豊科交流学習センター きぼう 多目的交流ホール

1 開会

2 会議事項

(1) 令和6年度上半期事業実績報告

ア 活動実績

(ア) 各市村 (資料1-1)

(イ) 成年後見支援センターかけはし (資料1-2)

イ 事業計画進捗状況

(ア) 各市村 (資料2-1～2-7)

(イ) 成年後見支援センターかけはし (資料2-8)

ウ 成年後見制度利用促進専門委員会 (資料3)

(2) 意見交換

3 その他

4 今後の予定

令和7年度第1回松安筑成年後見ネットワーク協議会 令和7年5月開催予定

5 閉会

(1 開会)

事務局 午後1時30分開会宣言した。(委員23名のうち18名の参加があり、設置要綱第6条第2
(生坂村) 項に基づき会議は成立した)

(2 会議事項)

議長 協議会設置要綱第6条1項に基づき会長が議長となりあいさつした。
議長は会議事項(1)の令和6年度上半期事業実績報告 ア 活動実績について説明を求めた。

事務局 資料1-1について、生坂村が代表して各市村の上半期の活動実績を説明、報告した。
(生坂村)

(かけはし) 成年後見支援センターは資料1-2について、同様に説明、報告した。

議長 議長は会議事項(1) ア 活動実績について、意見・質問等ないことを確認し、引き続き
イ 事業計画進捗状況について説明を求めた。

事務局 2市5村は資料2-1~2-7に基づき、令和6年度上半期の事業計画進捗状況について
(2市5村) 説明、報告した。

(かけはし) 成年後見支援センターは資料2-8に基づき、同様に説明、報告した。

議長 議長は会議事項(1) イ 事業計画進捗状況について、意見・質問等ないか確認し、引き
続き ウ 成年後見制度利用促進専門委員会について説明を求めた。

事務局 成年後見支援センターは、資料3に基づき、専門委員会にて検討した事例件数や事例経
(かけはし) 過について説明した。

議長 議長は会議事項(1) ウ 成年後見制度利用促進専門委員会について、意見・質問等な
いことを確認し、引き続き会議事項(2)意見交換について事務局へ説明を求めた。

事務局 1点目は任意後見制度についてです。第二期成年後見制度利用促進基本計画において、
(安曇野市) 優先して取り組む事項の中に「(1)任意後見制度の利用促進」が位置づけられており、「任意後見制度の利用促進は、周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下で行うことが適切である。市町村・中核機関は、周知・相談のしくみづくりを中心に役割を發揮することになる。」と記載があります。現状、市村の対応は相談があっても「任意後見制度については専門職へ」と案内するにとどまっております。この点においてまずは専門職の方々より現状をお聞きすることで今後の取り組みに生かしていければと考えております。

2点目はこれも成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方で「全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備」することが必要です。これを踏まえ、松安筑の圏域内における後見人等受任の困難地域があるかどうかを確認したいと考えております。また、併せて令和4年度、

5年度本協議会でも話題として挙がっている、成年後見制度利用支援事業についても専門職の方々の現在の考え方をうかがう機会を持ちたいと考え、事前に専門職各団体に調査をさせていただきました。この2点について意見交換をお願いしたいと考えております。

議長 議長は資料4を基に、7団体それぞれより発表を求めた。

各団体 各団体(長野県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポートながの支部、長野県社会福祉士会、長野県精神保健福祉士協会、長野県行政書士会中信支部、税理士会松本支部、社会保険労務士会中信支部)はそれぞれの状況について発表した。

議長 議長は令和6年8月30日に行われた松本市成年後見制度等研修会について松本市より説明を求めた。

事務局
(松本市) 研修会について説明した。

議長 議長は引き続き成年後見制度利用支援事業に関し、事務局に対し説明を求めた。

事務局
(安曇野市) 安曇野市が代表して各市村成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の現状について説明した。

議長 議長はそれぞれ資料の発表を受けて質問、意見がないか確認した。
利用支援事業について、先ほど首長申立てに限らず助成対象とする旨の説明があったが、具体的にどの市村が対象なのか教えていただきたい。

事務局
(2市5村) (松本市)首長申立てに限定していません。
その他、安曇野市、山形村、生坂村、朝日村が説明した。

議長 利用支援事業を使って専門職へ委任する場合について、その必要性としてどのような事案が考えられるのか。基準というか、各市村によって利用支援事業を使って専門職へ依頼する事案があると思うが、どのような理由でどういう案件について依頼しているのか。この地域の中でどのような要請がある時に専門職へ依頼するのか、専門性という部分について伺いたい。例えば各団体ではどのような案件であれば利用支援事業を利用して、それぞれに受任すべきと考えていますか。

委員 仮に行政から相談を受けて本人の権利擁護が必要となる部分大きいこと、例えば虐待を受けているなどして権利擁護は必要だが、本人の財産から報酬は見込めないため報酬助成としたいという場合などに利用して選任される事を想定しています。

委員 自分の経験を踏まえての発言となるが、相談を受ける中で成年後見が必要な事例だという時に、親族で後見人ができない場合に受任するということになるが、報酬が発生するため諦めてしまうということがある。利用支援事業を活用していけば受けられる案件も増

えるのではないかと思います。

委員 どのような時に受任するかについては、行政からの緊急性のかなり高い相談、遺産分割調停などもう既に期日の迫った対応せざるを得ない場合に受けるというのが主になると思います。

委員 基本的に候補者の依頼が来れば極力断らないというスタンスで対応しています。

委員 考え方は皆さんと同じです。ただ、その前に資産のない方や報酬が出せないという事情を抱えた方のためにある法人後見を組織している以上は、そちらを優先してそれを補完するという意味合いで利用するというのが現実的ではないかと思います。

委員 緊急性が一番のポイントになるのではないかと思います。我々の仕事は期限に間に合わせる事がひとつの支援と考えており、先ほど相続の話も出たが、それに期限があるような場合には動くことになるだろうと思っています。

議長 基本的には利用支援事業は後見報酬に金銭的に余裕がない方も助成を受けることによって後見制度が利用できるということが目的なので、対象を限定しなくても良いのではないかと思います。各団体より意見をいただいたので各市村の参考にしてもらえればと思います。

議長は利用支援事業・法定後見について他に意見等ないか確認した。

先ほど報酬助成について、裁判所の審判額よりも上限まで助成している自治体があると聞いたが、審判された金額以上をどうやって助成するのでしょうか。分かれば教えていただきたい。

委員 情報提供した団体の委員が説明した。

議長 裁判所の決定額以上を後見人が受領することは認められないのではないかと懸念があります。その辺りは今後情報収集しながら実態を確認して裁判所と話をしていけたらと思います。

議長は他に質問・意見等ないか確認し、相談や報酬の関係について成年後見支援センターかけはしに発言を求めた。

事務局 (かけはし) 首長申立てだけではなく親族申立てを対象として専門職が就く場合に、本当にその方に後見制度が必要かという事を話合う機会がなく、本来であれば必要のないケースもあります。また、報酬助成について一般の方から相談を受けることもあり、親族申立ての場合はどのような基準で行政は報酬助成の可否を決定するのか。相談してくる親族の方は報酬助成の仕組みはこの圏域にもありますよねという風に話をされるので、自治体に相談してくださいと返答します。しかし、果たして本当に親族申立てについて報酬助成をしてくれるのか。その基準がどんなものか分からないので今後相談があった時に非常に困ると考えています。

- 議長 行政はケースバイケースで検討しているということでしょうか。具体的に現段階で回答できることはありますか。
- 事務局
(松本市) 報酬助成自体は本人の財産がなければ行うものであるため毎年必ず行うものでありません。本人の財産に余裕がなければ助成するし、ある程度余裕ができ生活に影響がなければ行いません。毎年の財産の状況により決定するものです。
- 議長 議長は他に質問・意見等ないか確認し、任意後見相談の現状について意見を求めた。
特に意見等はなかったため、議長は成年後見支援センターかけはしに任意後見相談の現状について発言を求めた。
- 事務局
(かけはし) 任意後見の相談は少しずつ増えていると感じます。任意後見人をお願いしたいという一般の相談もあります。自分の今後について心配だという相談で傾聴にとどまり、なかなか受け皿を紹介することができません。相談の内容を聞いてみると「おひとりさま」の支援に重なっていると感じ、任意後見制度の代理権でこんなことをやってもらいたいと言うより、それまでの不安の解消や亡くなった後どのようにするのかという、そちらの相談が多いという印象があります。ただ多死社会、高齢者社会を迎える中でそこは切り離して考えていくことはできないため、他のセンターでも任意後見を行っているところはあるので、前向きには考えていかなければと思っていますが、任意後見を単体で行うというのは難しいし、死後事務委任をどうしていくのかなど勉強や研究を重ねて方針を出していかなければならない状況だと思います。
- 議長 議長は他の委員に意見・感想を求めた。
- 委員 このような議論の内容に直接関わる機会がないので大変勉強になっています。資料を見てこの圏域全体でサービスや制度が同様に利用できるようなになればいいと思います。
- 委員 一時相談窓口として相談対応にあたっていますが、制度の理解や任意後見や利用支援事業について、委員の皆さんに比べてやはり専門的な情報が少ないと感じています。一時相談窓口として制度の分かりやすさという点からいうと、まだまだ行政が中心となって支援していく必要があると現場の視点からは感じています。かけはしが設置されているため、困難ケースについては相談しながら日々対応しています。
- 委員 委任契約をされた後の手続きについて、今後ますますそのようなニーズや相談が増えるだろうと感じています。制度が利用できる方についての対応は窓口としてあるが、本日は皆さんのいろいろな話を聞いて、身寄りのない方や支援を受けられない方の対応についてはまだはっきりと決まっていなと思いました。今後そういったことにも対応していかなければならない状況になると感じています。窓口担当と制度や情報を共有して相談に活かしたり、本日ここで感じたことを本部に掛け合ってみることも必要だなと思いました。
- 議長 オブザーバーより全体の意見交換を踏まえて発言をお願いしたい。

オブザーバー 本日は報酬助成に関する議論がありましたが、本人の資産要件の明確化というのが今日叫ばれており、先ほどかけはしから助成が受けられるかどうか分からないという話もありました。そのような場合に必要な後見の手を差し伸べられないということもあり得ます。生活保護を受けてはいないが、本人の資産が少ない場合でも助成を受けられる、という基準の明確化が進めばよいと思います。とは言え、どのような方が後見人に選任されるかにもかかわってくるが、専門職でも法人後見でも報酬の問題は担い手の問題に直結すると感じており、非常に関心を持っています。引き続き制度の拡充をしていただけたらと思います。

オブザーバー 本日の話し合いの中で、どのような案件であれば受けしてもらえるのかという部分に注目しました。首長申立てについては候補者が挙げられていますが、一方でどこにも相談がなく突然申立てされ、尚且つ候補者がいないという場合にどのような方をお願いすべきなのか。報酬を出すことが難しい方も中には結構いるので、そういう時にどのように候補者を決めるのかはなかなか悩ましい問題です。また、報酬助成の制度を各市村で整備されているというのは少し安心材料となっているので、制度の利用を進めていただくとともに、相談件数は増えているので後見制度を広く知ってもらい、一時相談窓口で直結する相談が増えていくことが望ましいと思いました。

議長 議長は全体を通して市村に発言あるか確認した。

事務局 事務局を代表して安曇野市が発言した。
(安曇野市)

議長 議長は他に質問・意見等ないか確認し議事を終了した。

(3 その他)

事務局 その他連絡事項等ないか確認した。(連絡事項等なし)
(生坂村)

(4 今後の予定)

事務局 次回の協議会開催について説明した。次回開催は令和7年5月頃の予定とし、令和6年度の下半期の活動実績や令和7年度の事業計画について説明予定とした。また、幹事市村について令和7年度交代することを説明し、松本市と山形村が幹事となることを報告した。

(5 閉会)

事務局 閉会を宣言し、午後3時散会した。
(生坂村)